トピックス

時価会計の導入について

第二経営経済研究部研究官　　øa本　浩幸

1　はじめに

金融商品に時価会計が導入された。新しい会計基準「金融商品に係る会計基準」は2000年４月１日以降開始する事業年度から、「その他有価証券」を除いて適用される。この会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針については、本年１月に日本公認会計士協会が公表し、ようやく全体像が見えてきたところである。企業の投資行動がこの新しい会計基準の影響を受けることは疑いがなく、時価評価の対象となった持ち合い株の解消が進んでいることはよくいわれている。

本稿では、この新しい金融商品の時価会計の概要について触れた後、若干の懸念される点を述べることとしたい。

2　時価会計導入

金融商品に係る会計基準に関しては、1990年（平成２年）５月に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が企業会計審議会から公表され、先物取引、オプション取引及び市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準等が整備された。その後も、先物為替予約取引及びデリバティブ取引全般について、時価情報の開示の拡充が行われてきた。

新しい会計基準は、最近の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくために、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備を図ったものであり、昨年１月22日に企業会計審議会から公表された。

また、この会計基準との整合性等を考慮し、昨年10月22日には「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」が公表された。

金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針については、本年１月31日に日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」が公表されている。

3　時価評価の内容

「金融商品に係る会計基準」では対象とする金融商品の範囲を定めており、金融商品の範囲にデリバティブ及びデリバティブを組み込んだ複合商品を含めることとしている。また、金融商品の発生の認識を定めており、有価証券については原則として約定時に、デリバティブ取引については契約上の決済時ではなく契約の締結時に認識しなければならないとしている。

デリバティブの発生の認識が契約の締結時になること、対象とされるデリバティブの範囲が拡大されることから、デリバティブ取引による損失が突然表面化することはなくなり、デリバティブ取引を利用した決算の装飾も困難になるであろう。

また、金融商品の評価については、客観的な時価により換金・決済できる金融商品は時価評価し、

原則として、当期の損益に反映させることとしており、有価証券については、保有目的の観点から「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」「その他有価証券」に分類し、保有目的に応じた処理を採用している。

「売買目的有価証券」は時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、投資者にとっての有用な情報及び企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられることから、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている。また、売買目的有価証券は、売却することについて業務遂行上等の制約がないものと認められることから、その評価差額は当期の損益として処理することとされている。

「満期保有目的の債券」は企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券であり、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、時価が算定できるものであっても、満期までの間の金利変動による価額変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

図表１　金融商品の評価基準

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有価証券	売買目的	時価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原価	
	その他有価証券	時価	資本の部に直接計上
金銭債権		償却原価	
特定金銭信託等		時価	損益に計上
デリバティブ		時価	損益に計上

（注１）　償却原価とは、債券（債権）を債権額より高く又は安く取得した場合、当該差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

（注２）「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前１ヶ月の平均時価によることもできる。

（注３）　市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

（注４）　市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

「子会社株式及び関連会社株式」については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされている。子会社株式は事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方である。関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるとされている。

「その他有価証券」は売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券であり、時価をもって貸借対照表価額とするとされている。その他有価証券の時価の変動は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられること、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資本の部に直接計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上する方法が採用されていることを考慮して、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、資本の部において他の剰余金と区分して記載するとされている。

「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」では、外貨建資産負債の換算について、従来、有価証券及び長期金銭債権債務（回収又は弁済の期限が決算日の翌日から起算して１年を超えるもの）については低下基準を適用する場合以外は取得時の為替相場により円換算していたものを、

図表２　外貨建取引等の決算時の換算方法

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>新　基　準</th><th>旧　　基　　準</th></tr>
<tr><td colspan="2">金 銭 債 権 債 務</td><td>決算時レート</td><td>短期：決算時レート
長期：取得時レート</td></tr>
<tr><td rowspan="4">有価証券</td><td>売　買　目　的</td><td rowspan="3">｝決算時レート</td><td rowspan="4">｝取得時レート
（低価法の場合は決算時レート）</td></tr>
<tr><td>満期保有債券</td></tr>
<tr><td>その他有価証券</td></tr>
<tr><td>子会社株式等</td><td>取得時レート</td></tr>
<tr><td colspan="2">デリバティブ取引</td><td>決算時レート</td><td>―</td></tr>
</table>

金融商品に係る会計基準の考え方との整合性等を考慮し、為替相場の変動を財務諸表に反映させることをより重視する観点から、原則として決算時の為替相場により換算することとされた。

４　導入の目的

これらの新しい会計基準の導入目的について、意見書では、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものである、としている。

金融商品の時価評価は、投資家に必要な投資情報を提供することになり、証券市場の発達を促すことになろう。また、企業の側においても、金融商品の取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底、財務活動の成果の的確な把握のために有効であろう。

新しい会計基準が必要とされた背景には、決算装飾の需要が依然存在することがあげられよう。過去には金融商品を利用した決算対策が行われてきた。会計制度の隙間を狙い、①債券の単価調整、②決算期の異なる法人間での株式売買（買戻し）、③仕組み債、④特金、⑤オプションの売却などを利用して決算の装飾が行われてきた。近年においても決算の粉飾が依然としてみられ、昨年７月にはクレディ・スイス・ファースト・ボストンがデリバティブを使い損失を先送りする取引をおこなっていたことが問題となり、クレディ・スイス・ファースト・ボストンは金融監督庁から厳しい処分を受けた。このことは、決算を装飾しようという根強い需要が日本の企業や金融機関にあることをものがたっている。

新しい会計基準の導入の目的は、過去に行われていた手法での決算の装飾をできなくし、財務諸表の信頼を回復しようとするものでもあるといえよう。

５　時　価

「金融商品に係る会計基準」では、「時価」とは公正な評価額であり、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）をいい、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされている。

「合理的に算定された価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」では、①取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価

格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法、②対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法、③一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法により算定された価額をいうとされている。

なお、自社における合理的な見積もりが困難な場合には、対象金融資産について上記①から③の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。また、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている。）がブローカーの平均価格や理論値等を算定して一般に提供している場合には、それを入手して合理的に算定された価額とすることができるとされている。

以上の考え方に基づき、有価証券の時価評価はまず市場価格で行い、市場価格がない場合（市場価格を時価とみなせない場合を含む。）には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額で行うこととなる。有価証券に市場価格が存在しない場合でも、その構成部分の時価を合成することにより価額を合理的に算定することができるとき、又は類似の有価証券の市場価格に基づいて価額を合理的に算定することができるときには、時価のある有価証券として取り扱うこととなる。

6　保有目的の変更

有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできないとされており、保有目的区分の変更が認められるのは、①資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合、②「金融商品会計に関する実務指針」により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合。③株式の追加取得又は売却により持株比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合、④法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合に限られ、恣意性を排除するため厳しく限定されている。

また、満期保有目的の債券に分類された債券については、満期保有債券の会計処理が利益操作のために濫用される可能性が高いことから、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならないとされている。

ただし、以下のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替える必要はないとされている。

①債券の発行者の信用状況の著しい悪化、②税法上の優遇措置の廃止、③重要な合併又は営業譲渡に伴うポートフォリオの変更、④法令の改正又は規制の廃止、⑤監督官庁の規制・指導、⑥自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウエイトの変更、⑦その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

7　導入のインパクト

時価会計が導入されると、有価証券の含み損益が裸にされる。業績悪化時に含み益がある有価証券を売却して利益を計上し、損失を補填する「益だし」は、有価証券の含み損益が裸になることから意味をなさなくなる。

また、多数の金融資産を保有している企業は大きな影響を受けると考えられる。金融資産が評価され、その結果が財務諸表に反映されるため、相場が変動することによる影響を直接受けることになるからである。金融資産の価格が下落することにより、当期の利益がなくなったり、資本が薄くなったりした場合、その企業に対して市場はどのような評価を下すのであろうか。

多数の金融資産を保有している企業として生命保険会社や銀行があげられる。生命保険会社は、近年、貸付金の保有額を低下させ、有価証券の保有額を増やしてきている。有価証券の内訳では、株式の保有額を低下させ、代わりに国債、外国証券、社債の保有額を増加させている。銀行についても最近国債の保有額を増やしているといわれている。金利が上昇局面に転じた場合には、保有有価証券の時価が低下することによる影響を受けることになると予想され、また、市場においても、債券の売却やヘッジ取引が行われることにより金利上昇のスピードが高まる可能性があると考えられる。

8　懸念される点

新しい会計基準は一般事業会社を想定して作成されたものであり、すべての企業にこの基準をそのままあてはめるのは適切ではないと考えられる。例えば、多数の金融資産を保有している企業にそのまま適用した場合には、次のような疑問点・懸念される点があろう。

①有価証券に付すべき時価については、有価証券に市場価格が存在しない場合でも、その構成部分の時価を合成することにより価額を合理的に算定することができるとき、又は類似の有価証券の市場価格に基づいて価額を合理的に算定することができるときには、時価のある有価証券として取り扱うとされているが、合理的に算定された価額で評価する対象をどこまで含めるのかは注意が必要と考える。

合理的に算定された価額で評価する対象を広げるあまり、流動性のない有価証券まで時価評価することには疑問がある。例えば流動性がほとんどない社債について、保有量が大きい場合には評価額は実際に売却するときの価額とはかけ離れたものとなるであろう。保有量が大きいことにより実質的に流動性がなくなり満期まで保有せざるを得なくなっている債券を評価することにどれだけの意味があるのか疑問が残る。

②保有目的の変更について、特定の状況が生じたときを除いて満期保有目的の債券を一部売却した場合には残りの債券を他の保有目的区分に振り替えることとされているが、投資に関する明確な社内基準を決めている場合にはその例外としてもよいのではないか。

ヘッジ取引にヘッジ会計が適用される要件として、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが客観的に認められることとされているが、同様に、債券の売却がリスク管理方針に従ったものであることが客観的に認められる場合には、保有目的の変更は伴わないとしてもよいのではないかと考える。

例えば社債の保有量が多い投資家の場合には信用状況が著しく悪化する前に格付けの低下に従って保有量を調整することが考えられる。保有目的の変更の基準が厳格に適用されるなら、投資家は低格付社債への投資に慎重にならざるを得ず、格付によるスプレッド格差が相当広がるといった影響が懸念されよう。

③外貨建取引等会計処理基準が改訂されたことにより、為替相場の変動率が高くなる可能性があることが懸念されよう。今までは外国債券については取得時の為替相場で円換算していたことにより、変動があっても債券が売却・償還される期に

損失が割り振られることもあり、必ずしも全体をヘッジする必要はなかったと思われるが、今後は保有量全体が評価されることとなるため、全体をヘッジすることを考える必要があり、その結果、円高方向に為替相場が振れやすくなる可能性があることが懸念されよう。

9　おわりに

会計基準の機能は大きく分けて利害調整機能と情報提供機能の２つがあるとされている。今回の会計基準の見直しは情報提供機能に焦点を当てたものである。情報提供機能を充実させるあまり、企業に大きな打撃を与えたり、利害調整機能を損なうものであってはならないと考える。

会計基準については、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」においても、「業種固有の問題についても実務的取扱いを定めることが必要と考える。」とされている。会計基準決定の民間機関の設立が検討されていることが本年３月29日の日本経済新聞に報道されているが、今後、信頼を損なわない範囲内で、企業の実態を考慮した迅速かつ柔軟な運営を望みたい。

参考文献

神保正人・宝金正典［1999］「やさしくわかる時価会計」日本実業出版社
小谷融［1999］「時価経営入門」中央経済社
田中弘［1998］「時価主義を考える」中央経済社
織坂濠［1998］「時価革命」徳間書店
醍醐聰［1995］「時価評価と日本経済」日本経済新聞社
広瀬義州［1997］「「企業会計原則」の見直しに伴う課題」『商事法務No. 1446』商事法務研究会